

令和7年9月3日

関係者 各位

ご 回 答

横浜市中区住吉町4-45-1
関内トーセイビルⅡ 7階
弁護士法人仁平総合法律事務所
株式会社FJネクスト及び三信住建
代理人
弁 護 士
弁 護 士
弁 護 士

冠省 令和7年8月24日付けの文書に対し、下記のとおり、ご回答申し上げます。

草々

記

- 8/19付け「ご回答」1についての再質問へのご回答
当方といたしましては、回答の必要性がないものと思料いたしますので、ご回答を差し控えさせていただきます。
- 8/19付け「ご回答」2についての再質問へのご回答
当方といたしましては、回答の必要性がないものと思料いたしますので、ご回答を差し控えさせていただきます。
- 8/19付け「ご回答」3についての再質問へのご回答
既にご回答申し上げましたとおりであり、回答の必要性がないものと思料いたしますので、ご回答を差し控えさせていただきます。
- 8/19付け「ご回答」4についての再質問へのご回答
トーエイ環境に再確認いたしましたが、ご回答申し上げましたとおりです。
- 8/19付け「ご回答」5についての再質問へのご回答
回答の必要性がないものと思料いたしますので、ご回答を差し控えさせていただきます。
- 8/19付け「ご回答」6についての再質問へのご回答
回答の必要性がないものと思料いたしますので、ご回答を差し控えさせていただきます。
- 8/19付け「ご回答」7についての再質問及び8/19付け「ご回答」の新たな質問1の回答に対する意見並びに8/19付け「ご回答」の新たな質問3の回答に対する意見へのご回答

令和7年8月19日付け回答書に記載させていただきましたとおり、ご質問の文書等については、当職ら宛てにお送りくださいますようお願い申し上げます。

8 8/19付け「ご回答」の新たな質問2の回答に対する再質問へのご回答

当方としては、お送りいたしました資料記載のとおりであり、説明会開催の必要性はないものと思料しております。

以 上